

今月の言葉

努力する人は希望を語り、
怠ける人は不満を語る

総務部

安全衛生委員会より

2015年12月1日より労働安全衛生法が改正され、ストレスチェック制度がはじまりました。伸栄では毎年10月に実施しています。ストレスチェックの方法としては、ご自身でインターネットにて指定のアドレスにアクセスしていただき、『職業性ストレス簡易調査票』に基づいた57問の質問に回答していただきます。(※日本語のサイトですので、ポルトガル語、英語の説明書を今月の給与明細書に同封します)。ストレスは職場の雰囲気や、業務の内容にも左右されますが、職場の人間関係も大きく影響します。普段のあいさつや報連相をしっかりと、健全な関係を築いていきましょう。また、仕事上の問題や悩みがあれば、職場のリーダーや伸栄の担当者に相談して早期に解決しましょう。また2018年10月13日・20日・27日(いずれも午前中)に定期健康診断を実施します。従業員の皆様も、この機会に必ず受診しましょう。健康診断の各種検査により自覚症状として現れない病気の早期発見ができます。受診対象者の方には、後日問診票を配布致します。



もし自動車事故を起こしたら ～状況に応じて適切な対応を～

皆さん「止まれ」の標識でしっかり一時停止していますか。視界の悪い交差点では、発進する際も左右に注意をはらって、ゆっくり前進しましょう。自動車と自転車との事故では、ほぼ自動車の側の過失を問われます。最近では、自転車に乗りながら、携帯電話を操作している若者を目にします。こちらがいくら気をつけても、あちらから衝突してくるケースもあります。このような場合で、相手に怪我が無くても警察に一報いれることをおすすめします。

不運にも事故を起こしたり、事故現場に遭遇した場合には、落ち着いて対応しましょう。まず優先されるのは人命です。真っ先に事故当事者に怪我がないかどうかを確認します。負傷者がいた場合、救急車を呼ぶなり、状況に応じて適切な対応をしましょう。その後、110番し警察にも連絡を入れます。警察が来ると、事情聴取がはじまります。尋ねられることに正確に答え、事故の発生状況を詳しく説明します。事故の当事者となってしまう場合には、必ず**事故の相手の氏名・住所・連絡先、各々の保険会社の情報等**を交換しあいましょう。以上のことが済んだ後に、契約している保険会社、保険代理店にもできるだけ早く連絡をいれましょう。事故から一定期間内に連絡を入れないと、保険が使えなくなってしまう場合もあるからです。



住民税の支払いについて

住民税には2つの支払い方法があります。会社が従業員の給料から住民税を控除し、市町村に納付する「特別徴収」と、自分が納付書で支払う「普通徴収」という方法です。一般的に会社に勤めている人は「特別徴収」されますが、退社した場合には残りの住民税は「普通徴収」に切り替わります。住民税は、その年の1月1日に住民登録していた市町村に前年の所得に基づいて納めることになるので、年の途中で引っ越したからといって支払いの義務は無くなりません。必ず支払いましょう。

前の会社を辞め、今年、伸栄に入社した方で普通徴収の住民税がある方(納付書のある方)は、**特別徴収に切り替えることもできますので担当者に相談してみてください。**
(※納付書の納期限が過ぎた分はできません)。

普通徴収の方で納付額が高額になり、納期までの支払いが困難な場合には、市役所に相談すれば「分割」での支払いに応じてもらえる場合があります。市民税課に相談してみてください。住民税を納期までに納めないと「延滞金」が発生します。さらに支払いをしないしていると滞納処分(財産差押えなど)が行われます。差押えが執行されると分割納付にも応じてもらえなくなりますので、早めに相談し支払う意思表示をしましょう。

